

青の煌めきあおもり国スポ平川市売店設置運営要項

1 趣 旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ平川市歓迎・接伴基本計画に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、青の煌めきあおもり国スポ平川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

開設時間は、原則として競技開始時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は実行委員会が競技会場等の状況等を勘案して決定する。

6 販売品目（※要精査）

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ大会マスコットキャラクター「アップリートくん」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ大会実行員会の使用承認を受けておいたもの。

（2）スポーツ用品

（3）郷土物産品及び観光物産品

（4）飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるもの

は、販売品目とすることができる。)

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上平川市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 過去3年以内に国スポ大会およびリハ大会において出店経験がある者

ウ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

ア 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること

イ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと

ウ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等における行政処分歴がないこと

エ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと

オ 平川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと

8 経費の負担

売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

9 運営設備等

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとする。

(1) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること

(2) 売店に必要な設備等(テント、発電機等)については出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

(3) その他関係法令等に適合していること

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店申請書(様式1号)に係る書類(様式第2号から第4号まで)を添付し、実行委員会に提出するものとする。

(1) 出店概要書(様式第2号)

- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適正であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 競技開催期間中継続して出店することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

食品を販売する出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に必要な営業許可申請又は届出を行わなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は責任者の変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 責任者は売店監督員の指示に従い、売店の管理運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う責任者は、売店等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者

の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転売し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売、呼込み販売をしないこと。また、指定された場所以外で調理、加工等を行うこと。
- (4) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、実行員会が認めたときは、この限りではない
- (5) 危険物を販売および無償提供すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する販売出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とする。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、紙容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は、清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等の為に撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店設備品の管理は、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときは、売店責任者は、速やかに初期対応するとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時には、売店責任者は、直ちに売店監督員又は実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消することができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を撤去し、原状回復をした後、売店監督員の検証を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者および従事者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に

請求することはできない。

24 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。